

議案第141号

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

川崎市老人福祉センター条例（昭和41年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を削る。

第7条ただし書中「第12条」を「第11条」に改め、同条の表中「（長寿荘の宿泊施設にあつては、原則として利用開始日の午後2時から利用終了日の午前10時まで）」を削る。

第8条中「（長寿荘の宿泊施設にあつては、第1号に限る。）」を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条中「前2条」を「前条」に改め、同条を第10条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

長寿荘の宿泊施設を廃止するため、この条例を制定するものである。